

町田市の景観施策のあり方検討及び制度設計に係る検討業務 受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2022年4月7日公表

1 事業の経緯、契約の目的

町田市は2009年8月に景観行政団体となり、同年12月に「町田市景観計画」を策定し良好な景観形成に努めてきました。2022年3月に策定した上位計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」や、関連計画である「町田市都市づくりのマスタープラン」等（以下、「上位計画等」という。）及び、2022年3月に取りまとめた「町田市景観計画の評価・検証結果報告書（2016～2021年度）（以下「評価検証結果」という。）」を踏まえて、町田市の景観施策のあり方を検証し、「町田市景観計画」の部分的な見直しや、町田市独自の「屋外広告物条例」制定を見据えた、調査検討や制度設計に係る業務を委託するものです。

2 契約の概要

契約件名	町田市の景観施策のあり方検討及び制度設計に係る検討業務委託
契約期間	契約締結日 ～ 2024年3月15日
履行場所	町田市全域
委託する業務	町田市の景観施策のあり方検討及び制度設計に係る検討業務委託仕様書のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	町田市における競争入札参加資格者名簿に申請業種（種目）「都市計画・交通関係調査業務」で登録されている場合、契約保証金の納付は免除する。 ※登録されていない場合は、契約金額の10分の1以上の金額の契約保証金の納付を求める。
契約代金の支払方法	契約代金は、2022年度末に実績に応じて最大3,625,000円を部分払いし、業務完了後に残金を支払う。
契約目途額 （予定価格）	契約金額の上限は10,280,000円（消費税含む）とする。 ※令和4年度（2022年度）… 3,625,000円 令和5年度（2023年度）… 6,655,000円

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の企画力、技術力、経験、実績等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者としてします。以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 景観や都市づくりに関する計画策定または改定等の契約実績を有すると認められること。
- (2) 景観や都市づくりに関する計画策定または改定等の業務実績を有する業務責任者を配置できること。
- (3) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (4) 経営不振の状態にないと認められること。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2022 年 4 月 7 日（木）
(3)	参加申請	2022 年 4 月 19 日（火）午後 5 時まで
(4)	参加資格審査結果の通知及び プレゼンテーション等日程の通知 (4 者を超えた場合：書類選考結果通知)	2022 年 4 月 21 日（木）
(5)	質疑の提出	2022 年 5 月 2 日（月）午後 5 時まで
(6)	質疑の回答	2022 年 5 月 6 日（金）
(7)	提出書類の作成、提出	2022 年 5 月 18 日（水）午後 5 時まで
(8)	プレゼンテーション及びヒアリング	2022 年 5 月 23 日（月）予定
(9)	評価、採点	2022 年 5 月 23 日（月）
(10)	結果通知、結果公表	2022 年 5 月 25 日（水）
(11)	契約内容の調整、仕様書の決定	2022 年 5 月 26 日（木）まで
(12)	見積書の提出	2022 年 5 月 31 日（火）まで
(13)	契約書の調印	2022 年 6 月 3 日（金）予定

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書（=当資料）
- ② 町田市の景観施策のあり方検討及び制度設計に係る検討業務委託仕様書
- ③ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ④ 著作権及び著作者人格権に関する特記仕様書

- ⑤ 業務委託契約書及び約款
- ⑥ プロポーザル参加申請書（指定様式）
- ⑦ 質疑書（指定様式）
- ⑧ 提案書（指定様式）
- ⑨ 見積書（様式自由）
- ⑩ 企画書 1～3（様式自由）
- ⑪ 業務責任者実績書（指定様式）
- ⑫ 類似契約実績書（指定様式）
- ⑬ 契約書の写し
- ⑭ 経営不振の状態にないことの誓約書（指定様式）

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(3) 参加意思確認

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加申請書」を作成し、「業務責任者実績書」「類似契約実績書」「契約書の写し」「経営不振の状態にないことの誓約書」を添付して、2022年4月19日午後5時までに、郵送又は町田市庁舎8階都市づくり部地区街づくり課に持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

なお、参加を希望する事業者が4者を超えた場合は、「業務契約実績書」「類似契約実績書」による書類選考を行います。

(4) ヒアリング時間等の通知

プロポーザル参加者には、電子メールで「ヒアリング等開催通知書」を送付し、プレゼンテーション又はヒアリングを行う日時と会場を指定します。

(5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：【景観施策】（質疑）＋参加業者名＋送信年月日

例：【景観施策】（質疑）株式会社▲▲▲220420

（株式会社▲▲▲が2022年4月20日に質疑書を送信した場合）

(6) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ、質問者を特定しない形で「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

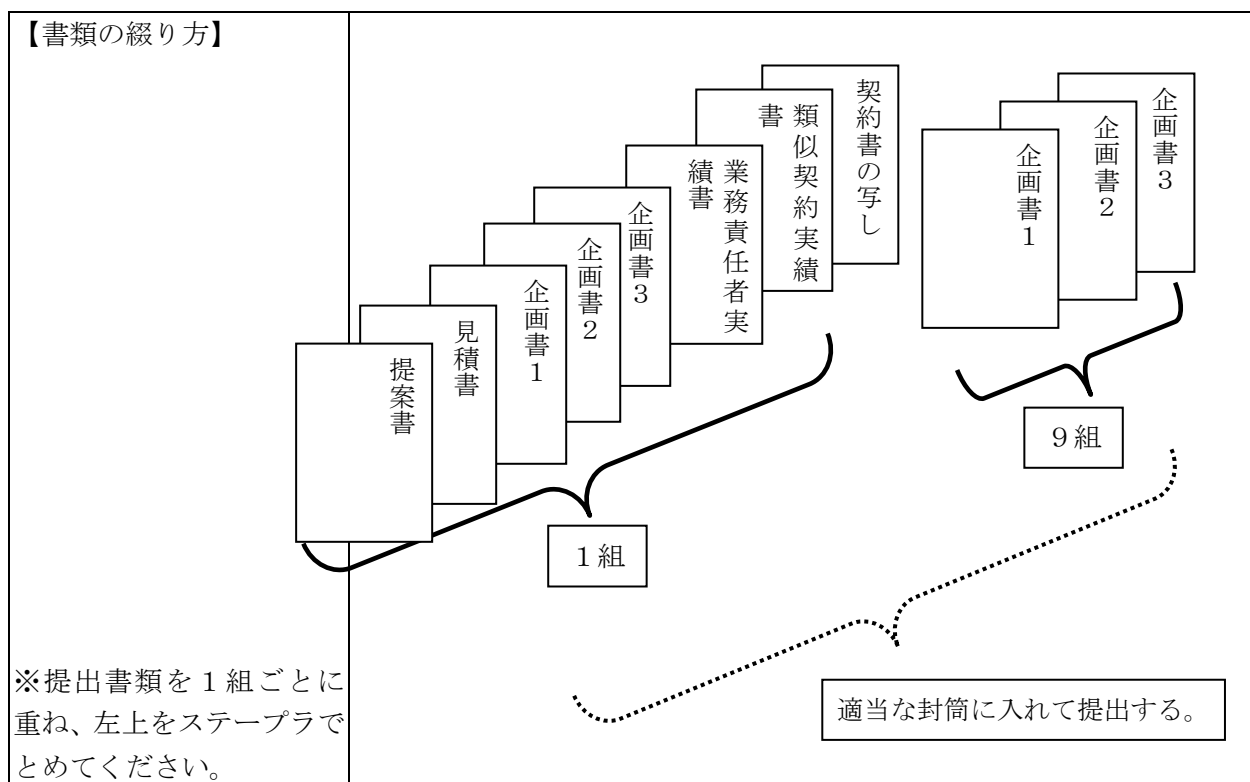
プロポーザル参加者全員へ通知後「質疑回答書」は、町田市公式ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2022年5月13日午後5時までに、町田市役所都市づくり部地区街づくり課に郵送又は持参してください。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
<p>【共通事項】 文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。</p>	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 ＜指定様式＞	<p>必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。</p> <p>提出部数は1部です。</p>
見積書 ＜様式自由＞	<p>様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税（10%）を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。</p> <p>ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。</p>
企画書 ＜様式自由＞	<p>様式はA3判普通紙・横置き・横書きとします。 当市の景観施策について、以下の役割、前提を踏まえ、【1】から【3】ごとに提案して下さい。企画書は、写真や図等のイメージを用いるなど、伝える力やデザイン性等もアピールしてください。</p> <p>〔役 割〕 ・「町田市景観計画（2009年策定）」の基本的な方針を実現するもの</p> <p>〔前 提〕 以下の5つの実現につながる提案であること。 ・2022年策定の「まちだ未来づくりビジョン2040」の政策3の「自分らしい場所・時間を持てるまちになる」と8の「思わず出歩きたくなるまちになる」の実現 ・2022年策定の「町田市都市づくりのマスタープラン」に将来のまちの“もよう”として示す「地域の特徴を活かした4つの暮らし」の実現 ・2022年策定の「第3次町田市環境マスタープラン」の基本目標4「安全で快適な暮らしを実現するまち」の施策2「美しく快適なまちを維持」の実現 ・2021年度に「町田市景観計画」に基づき実施した評価検証の総括・まとめで示す「今後検討すべき事項」対応した景観施策の実現 ・「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）（2018年策定）」を踏まえた当市独自の屋外広告物施策の実現（当市は、市の屋外広告物条例を制定し、東京都から屋外広告物に係る事務の権限移譲を受ける検討を進めています。）</p>

	<p>●企画書【1】『町田市が今後とるべき景観施策について』 A3判普通紙・横置き・横書き 1ページ 「町田市景観計画」が果たすべき役割に着目し、当市が今後とるべき景観施策について提案してください。表現方法の指定はありません。</p> <p>●企画書【2】：『町田市が今後制定すべき屋外広告物条例について』 A3判普通紙・横置き・横書き 1ページ 「町田市景観計画」が果たすべき役割に着目し、当市が今後制定すべき屋外広告物条例の視点や考え方、具体的な制限等について提案してください。表現方法の指定はありません。</p> <p>●企画書【3】：業務実施体制及びスケジュールについて A3判普通紙・横置き・横書き 1ページ ・業務の人員配置や実施体制等について、提案してください。 ・業務の実施手順やフロー、次年度以降の取り組むべき内容を踏まえたスケジュール管理等について提案してください。</p> <p>提出部数は10部です。</p>
<p>業務責任者実績書 <指定様式></p>	<p>・契約締結後に業務責任者になる予定の者が、本件と類似した契約に責任者として携わった経験や実績を、指定様式に記載してください。 ・予定業務責任者が過去に所属していた企業における実績も含めます。 ・案件が多い場合は、より本案件につながる・活かせると考えるものを優先してあげてください。</p> <p>ページ数は2ページ以内、提出部数は1部です。</p>
<p>類似契約実績書 <指定様式></p>	<p>・法人として、本件と類似した契約を履行した実績がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。 ・案件が多い場合は、より本案件につながる・活かせると考えるものを優先してあげてください。</p> <p>ページ数は2ページ以内、提出部数は1部です。</p>
<p>契約書の写し</p>	<p>類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。</p> <p>提出部数は、契約案件ごとに1部です。</p>



(8) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行いません。プレゼンテーション又はヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2022年5月23日(月)の午後 集合時間の詳細は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市本庁舎8階 8-1会議室
内容	始めに、提出した企画書(テーマ1から3)の内容について、15分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約10分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、2名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(9) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況の評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目	配点
企画力	60 点
プレゼンテーション及びヒアリング	10 点
業務実施体制・スケジュール	25 点
業務責任者・類似契約実績	20 点
見積り金額	5 点
合計	120 点

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。なお、最高得点を取得した者が2者以上あり、見積金額が同価であった場合は、企画力の得点が高い者とします。

(10) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員に電子メールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市公式ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(11) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と都市づくり部地区街づくり課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(12) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(13) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。

(7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。

(8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市都市づくり部地区街づくり課街づくり景観係 (町田市役所本庁舎8階)

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話：042-724-4267

F A X：050-3161-6013

e-mail：mcity5560@city.machida.tokyo.jp